

お知らせ



後期高齢者医療保険料決定通知書の 主な内容を点字文書にして同封します_

視覚障がいのある被保険者の方(希望者)に、後期高 齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や 月額等の主な内容を点字文書にして同封します。ご 希望の方は、電話または窓口でお申し込みください。

申込時にお聞きする事項:住所•氏名•生年月日

※一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要 です。転居等により居住区の変更があった場合は、再度お 申し込みいただく必要があります。

問窓口サービス課(保険年金) 2階25番

(06-4399-9956 **(** 06-4399-9947

教科書見本を展示します

区役所内に教科書センターを設置し、小中学校用の教 科書見本を展示します。



日程6月14日金~7月12日金

時 間 9:00~17:30(自 御除く)

場 所 区役所内(5階54番 窓口前等)

問■教科書採択について 大阪市教育委員会事務局指導部初等• 中学校教育担当 📞 06-6208-9186

■教科書の展示場所について 区民企画課 5階54番

📞 06-4399-9922 🕒 06-6629-4564

令和6年度 国民健康保険料の決定通知書を6月中旬に送付します

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保 険料の軽減・減免ができる場合がありますのでお問合せください。

令和6年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。なお、被保険者間の負担の公平性 の観点から、令和6年度より「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」 であれば「同じ保険料額」となっています。6月中に決定通知書が届かない場合はご連絡ください。

	令和6年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※1
平等割保険料(世帯あたり)	34,803円	11,091円	
均等割保険料 (被保険者あたり)	被保険者数×35,040円	被保険者数×11,167円	介護保険第2号被保険者数 ×19,389円
所得割保険料※2	算定基礎所得金額※3 ×9.56%	算定基礎所得金額※3 ×3.12%	算定基礎所得金額※3 ×2.64%
最高限度額	65万円	22万円	17万円

- ※1 介護分保険料は、被保険者の中に40歳~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。 介護分保険料の平等 割保険料はかかりません
- ※2 世帯の所得割保険料は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります ※3 算定基礎所得は、「前年中総所得金額等-43万円」となります

問 窓口サービス課(保険年金) 2階25番 📞 06-4399-9956 🕒 06-4399-9947

児童手当の現況届提出

現況届の提出は原則不要となりましたが、提出が必 要となる方には現況届を送付しておりますので、お早 めに窓口へご提出ください。現況届を提出されない 場合は、令和6年6月分(令和6年10月支払分)以降 の手当の支給が停止されます。そのまま2年が経過す ると受給権がなくなりますのでご注意ください。

なお、令和6年10月分手当から 制度拡充が予定されています。 詳しくはホームページ等でお知 らせします。



間保健福祉課(福祉)2階28番

(06-4399-9838 **(**06-6629-4580)

介護保険利用者負担限度額 認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短 期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される 認定証等の有効期限は7月31日砂です。

更新希望の方は6月28日命までに申請してください。 なお、非課税年金(遺族年金・障がい

年金)を受給されている方は、年金 収入額と基礎年金番号の申告が必 要となりますので、年金振込通知書 等の写しを添付し申請してください。

間保健福祉課(介護) 2階29番

(06-4399-9859 **(**06-6629-4580

已は自助。

被災地支援での気づき

災害への備えと日頃からのコミュニケーション

1月1日に発生した能登半島地震では東住吉区役所の職員も支援業務に従事しました。避難所内 の見回り、清掃、炊き出しの配食、支援物資の運搬など避難所運営に関わる業務や、公衆衛生チー ムとしての活動に従事する中で、改めて「自助」「共助」の必要性を実感しました。

従事した職員の声

いざという時に備えて、普段から1週 間分の食料を蓄えてください。トイ レの凝固剤やごみ袋も必要です。





避難されている方が自ら進んで 避難所の運営をされていました 中学生や高校生も大人に混ざっ て運営のお手伝いをしてくれて本 当に温かい気持ちになりました。

避難所生活では身体を動かすなどの健康づ くりや高齢の方はフレイル予防を心がける とが大切です。特に持病がある方は、日ごろ から通院、服薬して病状を安定させましょう。 お薬手帳も避難生活の必須アイテムですね!

災害時には、自分の命を自分で守る自助や、地域の皆さんで助け あう共助により、被害を小さくすることができます。日頃からの備 えや隣近所のコミュニケーションを図ることが大切です。



令和6年 能登半島地震災害義援金を受け付けています お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて被災地の市区町 村等の自治体へ配付されます。皆さんからのあたたかいご支援 をお願いします。

問 区民企画課 5階54番

06-4399-9734

(A) 06-6629-4564 こちら▶

詳しくは

公助の取組みも進めています

医療法人橘会と大規模災害時救護所 設置に関する協定を締結しました

東住吉区では、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、震災発 生直後の72時間(急性期)に1人でも多くの命を救うことができるよ う、東住吉森本病院に医療救護所を設けることとしました。4月30日 に設置場所の提供と救護所運営に協力をいただく医療法人橘会と協 定を締結しました。

医療救護所では、重篤な負傷者を治療できる環境へ搬送するための トリアージや、軽傷者への処置を行うこととしており、今後訓練等を通 じて災害時の備えを具体化していきます。



(左から) 歯科医師会 森本会長、 医師会 森会長、 東住吉区 藤原区長、 医療法人橘会 森本理事長、 東住吉森本病院 寺柿院長、 薬剤師会 石田会長

間保健福祉課(健診) 1階13番

06-4399-9882

(a) 06-6629-1265

大雨の備えについては、6・7面/









